

就職活動等におけるハラスメント防止に関する基本方針

さいたま市公園緑地協会（以下「当協会」という。）は、採用活動（説明会、面接、内定後のフォロー等を含む）において求職者等の人格及び尊厳を尊重し、公正かつ安心できる就職活動環境の確保に努めます。

当協会では、求職者等に対するハラスメント（いわゆる「就活ハラスメント」）を防止するため、職員に対する周知及び必要な研修等を行うとともに、問題が生じた場合には組織として適切に対応します。

1. 適用範囲

本方針は、当協会の採用選考への応募者、説明会等の参加者、内定者、ならびにインターンシップ生、実習生等（以下「求職者等」という。）を対象とし、採用活動の全過程に適用します。

2. ハラスメント防止の取組み

(1) 面会場所等

オンライン、協会管理施設の会議室又はオープンスペースで行います。
面談等は原則日中（9時～17時）に実施し、所要時間は合理的な範囲とします。
また、1対1の密室での面談は行いません。

(2) 連絡手段

求職者等との連絡は協会用メールアドレス及び業務用携帯電話とし、個人の連絡先交換（SNSを含む）や私的な誘いは禁止します。

(3) 職員教育

面接や採用活動にかかわる職員に対し、事前にハラスメント防止及び公正な選考基準に関する教育を実施します。

(4) 違反時の厳正な処分

ハラスメントを行った職員に対しては、就業規則等に基づき厳正な処分等を行います。

3. ハラスメントに関する相談窓口

就職活動やインターンシップ等を通じ、ハラスメント等の人権侵害に遭われた、あるいはその疑いがある場合は、一人で抱え込まずに、下記の相談窓口までご連絡ください。

相談窓口においてお預かりした個人情報は、個人情報保護方針に則り、この相談窓口としての対応にのみ利用いたします。匿名相談も可能です。

相談窓口への相談が選考・合否結果に影響することは一切ございません。

事実関係が確認された場合には、速やかに適切な是正措置を講じるとともに、被害を受けた求職者等への配慮（選考機会の回復等）に努めます。

【ハラスメントに関する相談窓口】

就活ハラスメント相談担当窓口（※当該担当者は採用選考には一切関与いたしません）

電話：048-836-5678 受付時間 平日 9時～17時

メール：harassment@sgp.or.jp

令和8年 10月



公益財団法人
さいたま市公園緑地協会